

金沢市宿泊税条例施行後の  
状況に関する調査検討会議  
報 告 書

令和6年1月



## 目 次

1	はじめに	3
2	検討の経過	3
3	宿泊税の導入とその後の社会情勢	5
	(1) 宿泊税導入の経緯	
	(2) 宿泊税導入後の社会情勢の変化	
4	宿泊施設の状況	6
5	宿泊税条例の施行の状況	8
	(1) 宿泊税の概要	
	① 目的	
	② 納税義務者	
	③ 徴収方法	
	④ 税率	
	⑤ 特別徴収事務交付金	
	(2) 課税状況	
	① 登録施設数	
	② 調定額・収入額	
	③ 税率ごとの宿泊数の割合	
	(3) 税収の使途	
	① 方向性	
	② 使途の内訳（決算額）	
6	検討結果	10
	(1) 税制	
	① 税率・税額	
	② 課税免除	
	③ 申告・納入	
	④ 見直しの時期	

(2) 税収の使途

① 使途の方向性

② 使途の周知

(3) 特別徴収事務交付金

(4) 広報物の多言語化

(5) 長期的な宿泊税の制度の検討に向けて

7 委員 . . . . . 16

参考資料 宿泊税制度見直し等に関する意見調査結果 . . . . . 17

## 1 はじめに

金沢市では、平成31年4月に宿泊税を導入し、5年目を迎えている。その根拠となる金沢市宿泊税条例（以下「条例」という。）は、附則第7項において、「市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定している。金沢市は、この規定に基づく検討を行うため、令和5年6月に学識経験者及び経済関係団体や宿泊業関係団体の代表者により構成する金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議を設置した。

調査検討会議では、宿泊税を導入している他の地方自治体の状況、令和4年度に実施した金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査の結果を踏まえつつ、税制や税収の使途等について議論を行い、この報告書を取りまとめた。

## 2 検討の経過

### ○ 令和5年7月5日（水） 第1回調査検討会議

#### I 報告事項

- i 金沢市宿泊税施行後の状況
- ii 令和4年度実施 宿泊税施行状況に関する調査結果
- iii 金沢市議会総務常任委員会での主な意見

#### II 意見交換

- i 税制について
  - ・ 税額・税率
  - ・ 課税免除
  - ・ 申告・納入
- ii 使途について
  - ・ 使途とその周知
  - ・ 特別徴収義務者への交付金
- iii その他

#### III 今後の進め方

- 令和5年8月3日（木） 第2回調査検討会議
  - I 報告事項
    - ・ 第1回検討会議での主な意見と対応方針
  - II 意見交換
    - i 税制について
      - ・ 宿泊税導入自治体の税率設定の考え方及び制度見直しの検討状況
      - ・ 税率の検討
    - ii 使途の周知について
  
- 令和5年9月5日（火）から同年10月10日（火）まで  
宿泊事業者に対する意見調査を実施
  
- 令和5年12月19日（火） 第3回調査検討会議
  - I 報告事項
    - i 第2回検討会議での主な意見と対応方針
    - ii 金沢市議会総務常任委員会での主な意見
    - iii 宿泊税制度見直し等に関する意見調査結果
  - II 意見交換
    - ・ 税率等の検討
  - III 今後の進め方
  
- 令和6年1月23日（火） 第4回調査検討会議
  - I 報告事項
    - i 第3回検討会議での主な意見と方向性
    - ii 金沢市議会総務常任委員会での主な意見
  - II 意見交換
    - ・ 報告書（案）

### 3 宿泊税の導入とその後の社会情勢

#### (1) 宿泊税導入の経緯

金沢市では、平成27年（2015年）3月の北陸新幹線金沢開業により、まちに活気や賑わいなどの効果がもたらされる一方で、一部の地域では市民生活への影響も見受けられた。そこで、新幹線開業が金沢市に及ぼしている影響について検証し、プラスの効果については拡大を図り、マイナスの影響については解決に向けた施策を検討することを目的として、平成29年に「北陸新幹線開業による影響検証会議」が設置された。金沢市は、同年11月にこの会議の検証結果として、宿泊税の導入に関して次のとおり提言を受けた。

今後の課題として、金沢市が持続可能な観光振興を図るためには、市民生活への影響を緩和し、観光に対する市民の理解を深めていくことが大切である。

観光の振興が、住む人、訪れる人の双方にとって、魅力的なまちづくりにつながる仕組みを構築するためにも、宿泊税の導入については、全ての宿泊施設利用者を対象とする京都市の制度を基本に、住宅宿泊事業法に基づく民泊への対応と併せ、早急に検討する必要がある。

また、金沢市は、この会議と並行して、庁内に宿泊税検討プロジェクトを立ち上げ、宿泊客受入環境に関する調査、宿泊事業者団体への説明や要望の聴取、宿泊事業者への説明会の開催、パブリックコメント等の手続を経て、平成31年4月に宿泊税を導入した。

#### (2) 宿泊税導入後の社会情勢の変化

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度の金沢市内の宿泊施設への宿泊者数が大幅に減少し、これに伴い宿泊税の税収も減収となったが、その後の行動制限の緩和等により宿泊者数は回復してきており、令和5年度の宿泊税の税収は過去最高を見込んでいる。また、令和6年（2024年）3月には北陸新幹線の敦賀延伸が予定されており、関西圏や中京圏との時間的距離が短縮され、インバウンドの回復も相まってさらなる交流人口の増加が見込まれることから、オーバーツーリズムへの対策を進める必要がある。

なお、令和6年1月1日の能登半島地震により、石川県では能登地方を中心に甚大な被害に見舞われている。金沢市内の施設や交通への影響も大きく、観光客が目に見えて減少している。市内の宿泊施設は、旅行客のキャンセルが相次ぐ一方、被災者の二次避難所や災害復興に携わる方の宿泊場所として利用され、被災者の宿泊については宿泊税が免除されるなど、その取り巻く環境は変化している。今後は、観光需要の回復や宿泊の状況がどうなるか現時点では影響の程度は不透明であり、その動向を見極めていく必要がある。

#### 4 宿泊施設の状況

金沢市経済局観光政策課が毎年取りまとめている金沢市観光調査結果報告書によれば、金沢市内の宿泊施設の施設数、宿泊者数、稼働率等の状況は次のとおりである。施設数は、平成27年（2015年）の北陸新幹線金沢開業後にいずれも大きく増加しているが、コロナ禍の影響を受け、令和2年から令和3年にかけて大きく落ち込み、令和4年はその回復途上にあると思われる。なお、金沢市観光調査結果報告書のデータは、当該年の12月時点のもの又は暦年によるものであり、年度単位で集計している宿泊税の課税に関するデータに直接結び付くものではない。

##### i 施設数・客室数・収容数

区分	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)
施設数 (軒)	112	119	155	201	254	345	407	412	411
客室数 (室)	8,637	8,838	8,983	9,257	9,851	11,834	12,639	13,543	13,778
収容数 (人)	14,950	15,354	15,907	16,602	18,078	22,168	25,038	26,770	27,447



ii 種類別施設数・客室数・収容数〔令和4年（2022年）〕

種類	施設数（軒）		客室数（室）		収容数（人）	
	施設数	構成比	客室数	構成比	収容数	構成比
都市ホテル	8	1.9%	1,309	9.5%	2,436	8.9%
ビジネスホテル	79	19.2%	11,010	79.9%	20,083	73.2%
旅館（湯涌除く）	37	9.0%	437	3.2%	1,296	4.7%
湯涌旅館	9	2.2%	122	0.9%	461	1.7%
簡易宿所	278	67.6%	900	6.5%	3,171	11.6%
合計	411	100.0%	13,778	100.0%	27,447	100.0%

iii 宿泊者数

区分	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)
宿泊者数 (人)	2,749,577	2,905,204	3,084,854	3,193,504	3,305,090

区分	R1年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)
宿泊者数 (人)	3,431,493	2,007,605	1,845,443	2,640,232

iv 稼働率

種類	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)
一般旅館	20.0%	28.9%	26.0%	28.6%	18.6%
温泉旅館	29.4%	33.4%	34.5%	35.0%	36.9%
料亭旅館	5.5%	7.7%	8.5%	5.7%	5.5%
都市ホテル	60.8%	72.4%	74.5%	73.6%	73.1%
ビジネスホテル	59.7%	55.1%	59.1%	59.9%	60.5%
民宿ペンション	15.9%	15.9%	8.1%	7.7%	4.2%
公的施設	19.5%	18.2%	17.5%	21.0%	20.8%
全体	52.3%	52.2%	54.5%	53.7%	51.8%

種 類	R1年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)
都 市 ホ テ ル	64.2%	31.1%	28.0%	46.9%
ビ ジ ネ ス ホ テ ル	51.9%	27.4%	22.3%	29.7%
旅 館 (湯 涌 除 く)	17.3%	8.8%	7.7%	11.2%
湯 涌 旅 館	38.4%	32.7%	30.3%	33.4%
簡 易 宿 所	11.6%	3.2%	1.4%	1.9%
合 計	45.2%	23.4%	19.4%	27.2%

※ 令和元年から宿泊施設の種類の区分が変更されている。

## 5 宿泊税条例の施行の状況

### (1) 宿泊税の概要

#### ① 目的

金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を導入した。

#### ② 納税義務者

次の施設への宿泊者

- ・ 旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル又は簡易宿所
- ・ 住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅

#### ③ 徴収方法

特別徴収（宿泊事業者が宿泊料金と合わせて徴収し、市へ納入）

#### ④ 税率

宿泊料金（1人1泊当たり）	税率	備 考
20,000円未満	200円	免税点や課税免除の制度は設けていない。
20,000円以上	500円	

## ⑤ 特別徴収事務交付金

特別徴収義務者の事務負担に鑑み、制度の円滑な運営を図るため、毎年度6月と12月に、期限までに申告納入された納入金の額の2.5%を交付金として交付している。なお、導入時の特例措置として、令和6年3月までの申告納入分については、次のAとBの合算額としている。

{	A : 納期限までに納入された納入金の額の3.0%
	B : 期限内申告納入1月につき1,000円

## (2) 課税状況

### ① 登録施設数

(年度末時点 単位：件)

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
ホテル	83	88	94	99
旅館	45	48	48	50
簡易宿所	205	271	275	283
住宅宿泊事業	24	35	31	30
計	357	442	448	462

### ② 調定額・収入額

(単位：千円)

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
調定額	769,784	430,279	503,686	771,859
収入額	768,917	423,814	490,895	782,286

※ 調定額は現年度分のみ、収入額は滞納繰越分を含む。

### ③ 税率ごとの宿泊数の割合

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
200円	98.8%	98.2%	98.7%	98.6%
500円	1.2%	1.8%	1.3%	1.4%

### (3) 税収の使途

#### ① 方向性

- ・ まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策
- ・ 観光客の受入れ環境の充実を図る施策
- ・ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

#### ② 使途の内訳（決算額）

（単位：千円）

区 分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
歴史・伝統・文化の振興	331,856	130,413	119,642	217,271
観光客の受入れ環境の充実	144,050	239,326	127,832	191,374
市民生活と調和した 持続可能な観光の振興	146,062	116,815	215,157	188,559
徴税経費	42,255	41,954	28,264	32,186
計	664,223	528,508	490,895	629,390

※ 次年度への繰越等により、各年度の収入額とは一致しない。

## 6 検討結果

### (1) 税制

#### ① 税率・税額

税率・税額に関しては、宿泊料金に比して税負担の割合が大きい低価格帯の宿泊施設への宿泊者に対する配慮が必要とする意見の一方、課税の公平性の観点からは免税点の導入よりも低額の税率のほうが望ましいとする意見、さらには宿泊税の導入からの5年間はコロナ禍により宿泊事業者を取り巻く状況の変化が激しかったことから今後の変動を観察していくことが妥当であり、今は見直しを行う時期ではないなどとの意見があった。

また、税率の見直しを行う場合には、制度の変更に伴って宿泊事業者に過重な負担を強いることになるのではないかと懸念から、市内の全宿泊事業者267を対象とした意見調査を行い、約6割に当たる159事業者の回答が得られた

(調査結果の詳細については、参考資料として別掲)。調査では、低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担軽減のための手法として、100円の税率の設定、免税点の導入及び定率制への移行の3案について、宿泊事業者の負担と許容の度合いについて尋ねたが、その結果は、次のとおりである。

区 分	100円	免税点	定率制
事務負担は変わらない	35%	25%	11%
事務負担が増加するが許容範囲内である	27%	28%	11%
事務負担は軽減される	2%	16%	4%
事務負担が増加し、許容できない	27%	18%	59%
わからない・未回答・無効回答	9%	13%	15%

さらに、調査結果と各宿泊施設からの宿泊税の申告の実績、直近1年（令和4年11月から令和5年10月まで）の調定額である955,461,000円を基礎に、制度を見直した場合の影響額、年税額等を試算したところ、次の結果が得られた。

#### i 100円の税額を設定した場合

設定ライン	影響する 宿泊者の 割合	税収等の見込み		
		影響額 (千円)	年税額 (千円)	増減率
3,000円未満	3%	△14,817	940,644	△2%
4,000円未満	8%	△36,576	918,885	△4%
5,000円未満	17%	△79,675	875,787	△8%
7,000円未満	43%	△200,072	755,390	△21%
10,000円未満	74%	△346,514	608,947	△36%

## ii 免税点を設定した場合

設定ライン	影響する 宿泊者の 割合	税収等の見込み		
		影響額 (千円)	年税額 (千円)	増減率
3,000円未満	3%	△29,633	925,828	△3%
4,000円未満	8%	△73,152	882,310	△8%
5,000円未満	17%	△159,349	796,112	△17%
7,000円未満	43%	△400,143	555,318	△42%
10,000円未満	74%	△693,028	262,433	△73%

## iii 定率制（税率2%）へ移行した場合

税 率	税収等の見込み		
	影響額 (千円)	年税額 (千円)	増減率
2%	△142,720	812,741	△15%

これらの結果を踏まえ、改めて議論したところ、次の理由から免税点を設定し、その金額は5,000円（5,000円未満の場合は課税を免除する。）が妥当との結論に至った。

- ・ 低価格とみなす範囲が宿泊者の割合で10%台と過大ではないこと。
- ・ 見直し後の年税額が導入時に想定していた7億2,000万円を下回らないこと。
- ・ 意見調査の結果から宿泊事業者の許容の度合いが最も高いこと。

## ② 課税免除

金沢市では、宿泊目的、例えば修学旅行等での宿泊に対する課税免除の制度を設けていないが、助成制度による修学旅行の誘致の推進と一律の課税による宿泊事業者の負担軽減とを両立させていることなどから、引き続き宿泊目的による課税免除は行わず、現行の制度を維持することが適当である。

### ③ 申告・納入

宿泊事業者からは、納入書による宿泊税の納入や申告書の作成に苦勞しているとの声が上がっていることから、令和5年10月に導入したeLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告と電子納入の利用についての周知を図り、宿泊事業者の事務的な手続の負担軽減に努める必要がある。

### ④ 見直しの時期

税制については、上記のとおり、免税点を設定し、その金額は5,000円が妥当との結論に至ったが、その時期については、宿泊税の導入からの5年間はコロナ禍の影響の大きく、状況の変化の激しかった時期であったことから、今後の推移を観察する必要があること、令和6年能登半島地震の影響を考慮する必要があることなどから、宿泊者数の動向や税収の見通し等の状況を見極めた上で金沢市において適切な時期を判断するよう求めることとする。

## (2) 税収の使途

### ① 使途の方向性

金沢の歴史、伝統、文化などの固有の魅力を高め、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るために、宿泊税をどのように活用するかが重要となる。宿泊税導入時に掲げた使途の3つの方向性（9ページ参照）は、この目的に見合ったものであり、引き続き維持することが適当である。特に、「まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化」については、先人達が大切に守り、磨き高めてきた金沢のまちの個性であり、次代へ継承すべき財産でもあることから、この方針を貫くべきであり、観光振興の視点よりも、金沢を訪れた方に歴史や文化に触れてもらうことを念頭に置いて考えるべきではないか。また、宿泊者や宿泊事業者の理解を得るためにも、既存の取組には活用せず、条例施行後の新たな取組（新規事業や既存事業を拡充する事業）に活用する方針を継続すべきである。

具体の使途としては、受益の範囲が幅広く地域全体の価値を高める事業、金沢で宿泊された方が恩恵を感じられる施策に優先して活用すべきであり、そのことが満足度の向上とリピーターの増加につながっていく。特に、ここ数年で

市内の宿泊施設の施設数、客室数及び収容数は大きく増加しており、これらがフルに稼働した場合、観光客の集中にとどまらず、市民生活への影響も懸念されることから、早急な対策が求められる。交通混雑の緩和や公共交通の充実、歩けるまちづくりの推進、観光客の分散などの幅広い取組を効果的に組み合わせることで、都市像に掲げる「世界の人々が憧れ滞在したくなる都市ブランド力の向上」にもつながるものと考えている。

一方で、法定外目的税でありながら、一般財源の中に含めて取り扱われていることから、宿泊者や宿泊事業者の理解が得られにくくなっている。北陸新幹線の敦賀延伸を控え、地域挙げてのプロモーション活動の成果により来街者の増加が見込まれる中、その受入れ環境の整備や市民生活への影響の緩和は金沢市政の大きな課題である。そのような対策に充てる財政需要から宿泊税の所要額を算定することも検討の余地がある。また、観光客の受入れ環境の充実を図る施策の中には、受益の範囲が限定されるものが散見されることから、今一度考え方を整理することを求めたい。

## ② 使途の周知

宿泊税は、法定外目的税としてその目的に沿って活用されるが、納税する宿泊者にそのことが十分に伝わっていない。負担者（宿泊者・宿泊事業者）と受益者（宿泊者・宿泊事業者・市民）のそれぞれの理解を得るためにも、使途を分かりやすく公表することが不可欠である。

金沢市では、これまで毎年度の当初予算に合わせて予算における使途を公表していたが、決算における使途が判然としていない。令和5年度中にこれまでの各年度の使途を取りまとめた資料を作成することだが、今後も毎年度継続して同様の資料を作成し、広く公表することを求めたい。

## (3) 特別徴収事務交付金

宿泊税の円滑な徴収と納入は、納税者である宿泊者からの特別徴収事務を担う宿泊事業者の事務負担により実現されているものであり、その負担を鑑みれば、特別徴収事務交付金を交付することは妥当なものと思われる。



税制の見直しに伴い、宿泊事業者のシステム変更などの新たな負担も想定されることから、宿泊税の導入からの5年間としている特例措置の延長について、検討を求めたい。

#### (4) 広報物の多言語化

金沢市が宿泊事業者に対して配付している宿泊税の周知を目的としたチラシには、日本語のほか、外国からの来訪者等に向けて、英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語による表記がなされている。令和4年10月に実施した宿泊事業者を対象としたアンケートにおいて、宿泊税の周知について今後必要な取組について自由回答で意見を求めたところ、「多言語に対応した広報物を作成して配布してほしい」との回答が17件あった。そこで、令和5年9月から10月にかけて実施した宿泊事業者を対象とした意見調査で必要となる言語について再度意見を求めたところ、必要性の高い言語があるとの回答の45件の中で、複数回答で次の4か国語の割合が20%を超えていたことから、これらの言語に対応したチラシ等の作成について今後の検討を求めたい。

フランス語	82%	イタリア語	60%
スペイン語	56%	ドイツ語	49%

#### (5) 長期的な宿泊税の制度の検討に向けて

この調査検討会議での議論では、宿泊料金に比して税負担の割合が大きい低価格帯の宿泊施設への宿泊者への配慮のほか、こうした施設では市外の宿泊施設との競争条件による影響が大きいと懸念されることも考慮して今回の結論に至った。金沢市の宿泊税の導入当初の「課税の公平性の観点から、宿泊料金にかかわらず、宿泊客が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、免税点を設けずに全ての宿泊客に広く負担を求める」とは、本来は宿泊客に一律負担してもらうのが望ましいという考え方であり、宿泊税を導入している地方自治体8団体（金沢市を除く。）のうち6団体に共通するものであるが、今回の検討結果は、免税点の部分以外はこれを否定するものではなく、宿泊者の課税の公平性の観点からは課題が残るものの、低価格帯の宿泊料金の宿泊事業者に対する競争への配慮により

もたらされたものである。

令和5年10月26日に東京都税制調査会が公表した報告書では、今後の東京都の宿泊税の在り方について、「宿泊料金の上昇、外資系高級ホテル等の高額な宿泊の増加、観光産業振興費の増加等も踏まえ、税負担水準を引き上げる方向が適当」、「公平性・応益課税の観点からは、宿泊料金による課税免除を見直すこと」といった幅広い議論がなされており、今後の動向が注視される。

金沢市においても、条例で5年ごとの制度の検討が定められており、このような他の地方自治体の動向や金沢市内の宿泊施設を取り巻く状況の変化を見据えつつ、今後改めて検討することを要望する。

## 7 委員

座長	佐無田	光	金沢大学教授
	庄田	正一	金沢ホテル懇話会 会長
	温井	伸	金沢商工会議所 副会頭
	浜崎	英明	金沢経済同友会 代表幹事
	水野	一郎	金沢工業大学教授

(五十音順)

## 参考資料 宿泊税制度見直し等に関する意見調査結果

### 1. 調査概要

- 調査目的：宿泊税制度の見直しを行った場合の宿泊事業者の事務負担と許容の度合い等について意見を聴くもの
- 調査対象：金沢市内に宿泊施設を有する事業者（休止中の施設は除く）
- 調査方法：事業者（267件／対象施設 453件）に郵送配布 郵送又はWEBにて回収
- 調査期間：令和5年9月6日（水）～10月10日（火）
- 回収結果：

営業種別	配布数（割合）	回収数（割合）	回収率
旅館・ホテル営業	127（47.6%）	81（50.9%）	63.8%
簡易宿所営業	132（49.4%）	74（46.5%）	56.1%
住宅宿泊事業法届出施設（民泊）	8（3.0%）	4（2.5%）	50.0%
合計	267（100.0%）	159（100.0%）	59.6%

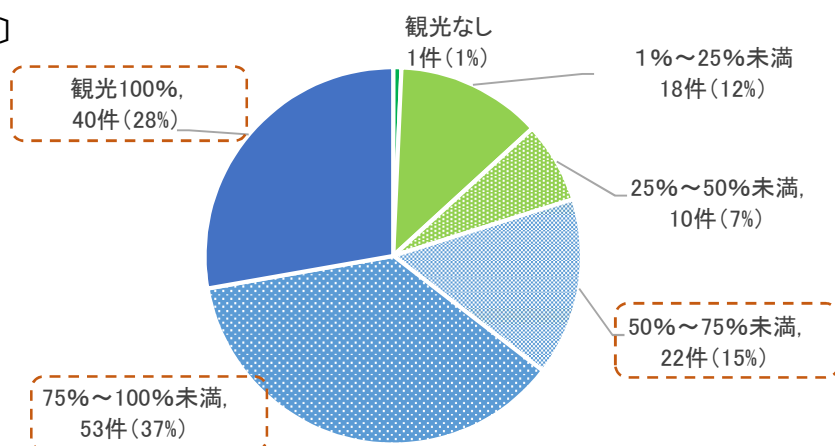
### 2. 調査結果

#### (1) 施設の宿泊状況について

##### 問1① 宿泊施設ごとの宿泊者の来訪目的（観光・ビジネス・その他での割合）

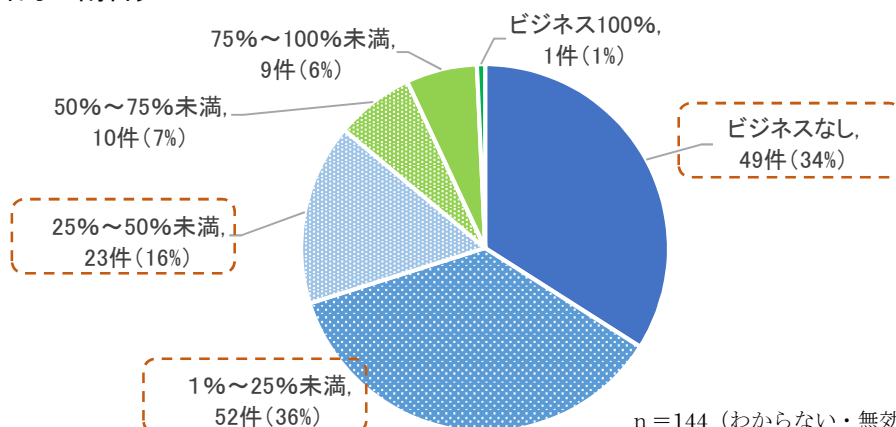
- ・観光の割合がビジネスの割合より大きい施設が約8割となっている。

##### 〔観光目的の割合〕



n = 144（わからない・無効回答を除く）

##### 〔ビジネス目的の割合〕



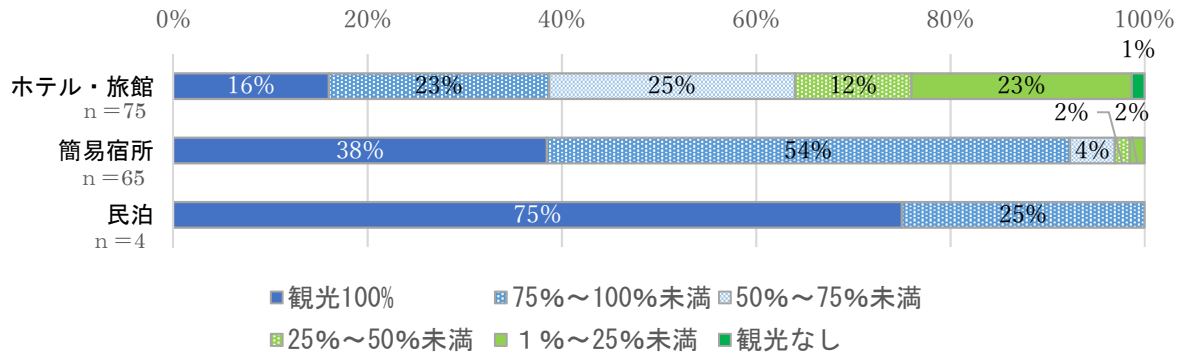
n = 144（わからない・無効回答を除く）

〔その他の回答〕

スポーツ合宿、修学旅行、ゼミ合宿、イベント など

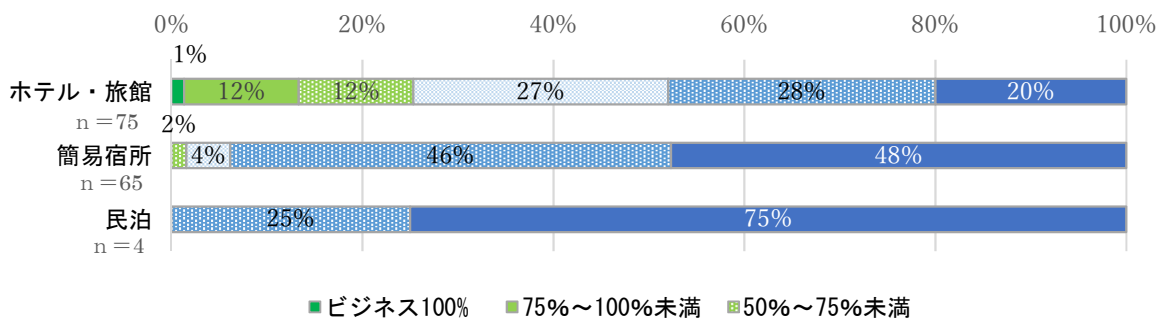
〔施設種別ごとの観光目的の割合〕

・簡易宿所、民泊の9割以上の施設で、観光の割合がビジネスの割合より大きい。



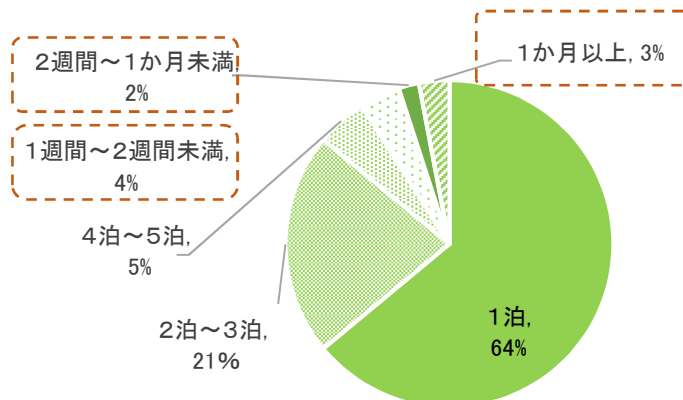
〔施設種別ごとのビジネス目的の割合〕

・ホテル・旅館の25%の施設でビジネスの割合の方が観光の割合より大きい。



問1② 宿泊施設ごとのビジネス目的での滞在期間

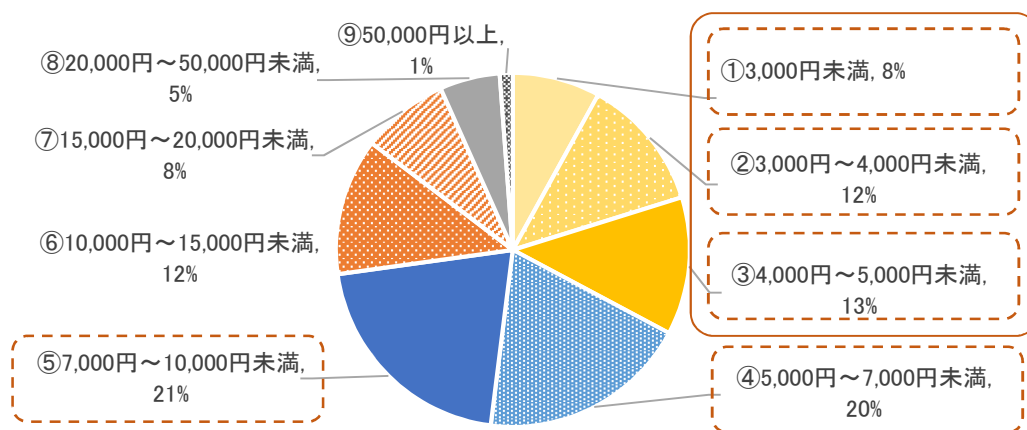
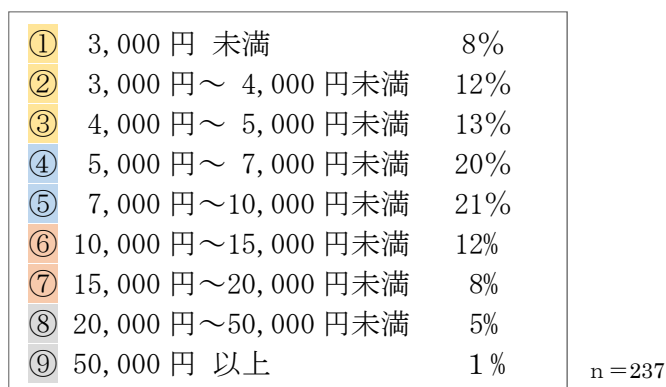
- ・各事業者の回答した割合を平均すると、1泊の滞在が約6割強、次いで2泊～3泊が約2割となっている。
- ・1週間以上滞在の割合は約1割となっている。



n = 79 (わからない・無効回答を除く)

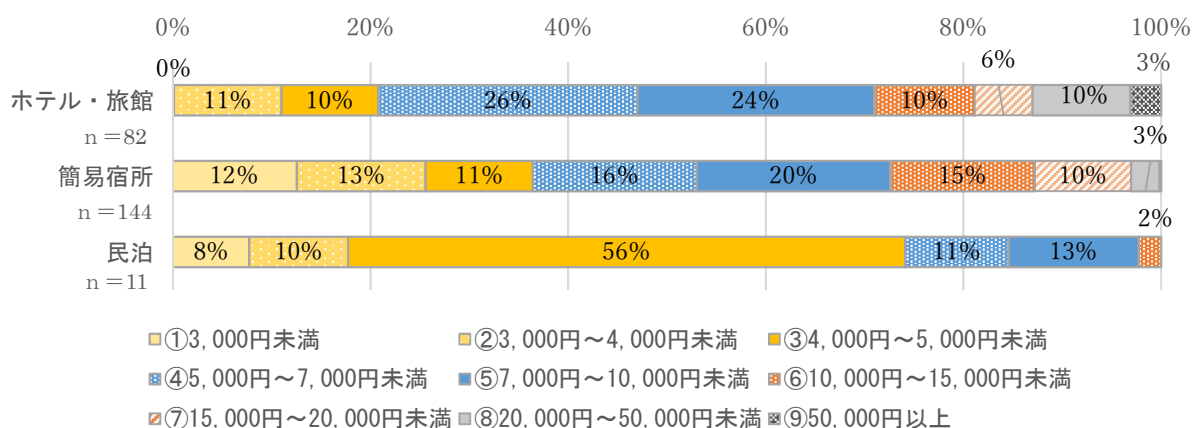
## 問2 宿泊施設ごとの一人当たりの宿泊料金

- 各事業者の回答した割合を平均すると、⑤7,000円～10,000円未満が最も多く21%、次いで④5,000円～7,000円未満で20%となっている。
- 5,000円未満の割合は33%で約3割、10,000円未満の割合は74%で約7割となっている。



### 〔施設種別ごとの宿泊料金割合〕

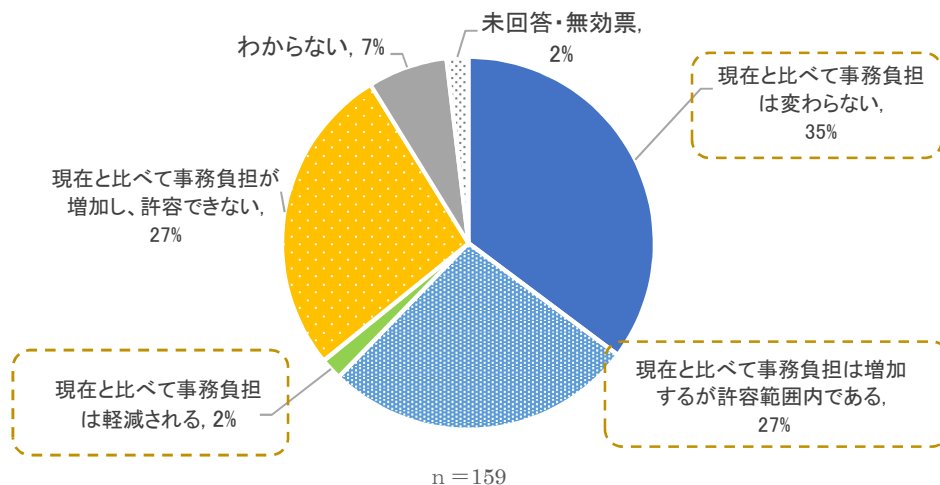
- ホテル・旅館で④5,000円～7,000円未満が26%と最も大きく、5,000円から10,000円未満の価格帯が50%と半数を占めている。
- 簡易宿所で⑤7,000円～10,000円未満が20%と最も大きく、5,000円から10,000円未満の価格帯が36%、5,000円未満の価格帯も同じく36%となっている。また、10,000円から20,000円未満の価格帯が25%と他の種別より大きくなっている。
- 民泊で③4,000円～5,000円未満が56%と最も大きく、5,000円未満の価格帯が74%と他の種別より大きくなっている。



## (2) 制度を見直した場合の事務負担等について

### 問3 宿泊料金の価格帯の中に100円の税額区分ができた場合

- ・現在と比べて「事務負担は変わらない」「事務負担は増加するが許容範囲内」「事務負担は軽減される」を合わせると64%となっている。



#### 〔100円の税額区分を設けることについての主なご意見〕

##### ● 選択した理由等

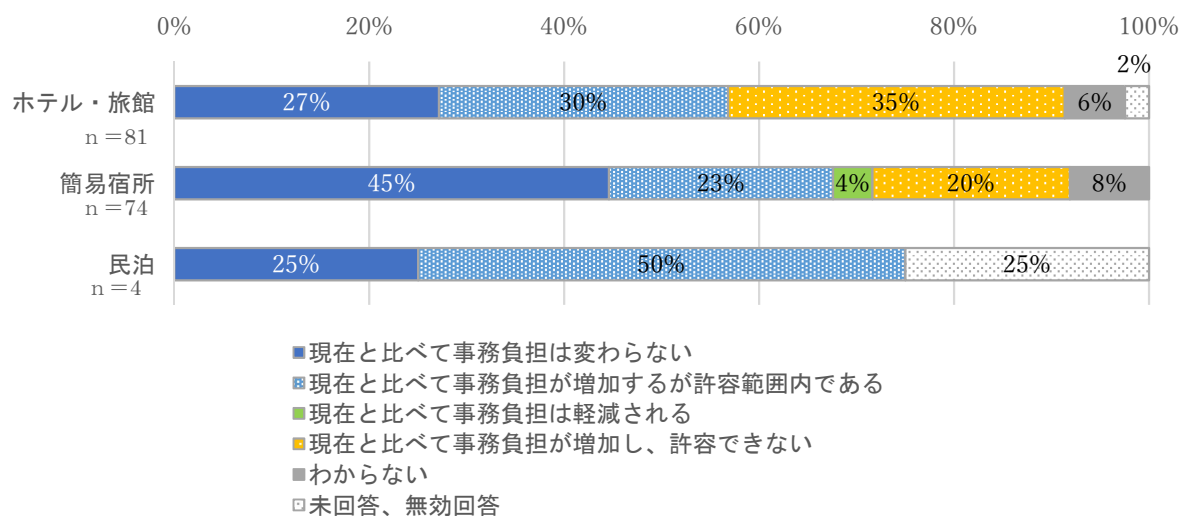
- ・金額が減っても書類作成や提出にかかる時間は同じ
- ・システム上、初期設定を変更すれば、それ以降の申請手続きの負担は特に変わらない

##### ▲ 許容できないとした理由等主なご意見

- ・ゲストへの説明、スタッフへの教育が増える
- ・全区分で宿泊料金が混在するため、計算や精算ミスの恐れがある
- ・宿泊日毎に計算しており、計算が煩雑で確認も面倒である

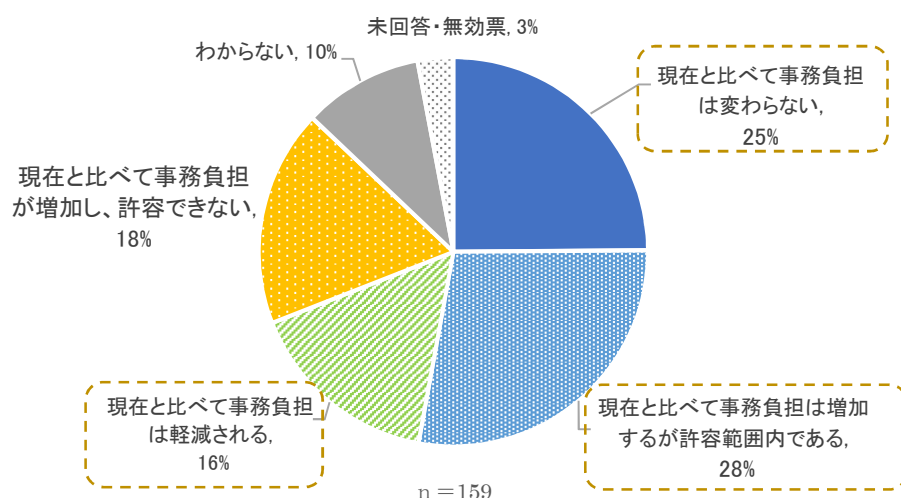
#### 〔施設種別ごとの回答〕

- ・ホテル・旅館で「許容できない」が35%と他の施設種別に比べて大きい。



#### 問4 宿泊料金の価格帯の中に免税点があった場合

- ・現在と比べて「事務負担は変わらない」「事務負担は増加するが許容範囲内」「事務負担は軽減される」を合わせると69%となっている。



#### 〔免税点を設けることについての主なご意見〕

##### ●● 選択した理由等

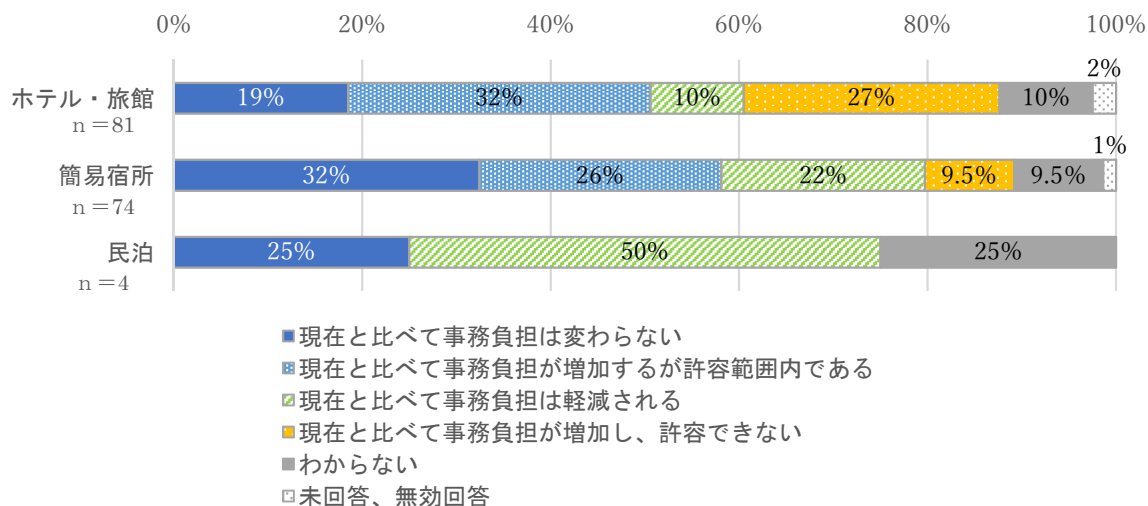
- ・免税点より低額の料金設定にはならないと思う
- ・事務負担は増えるがゲストの宿泊料金に対する税負担割合はなくなるので許容する
- ・単価の低い宿なので免税が多く事務作業が減る

##### ▲ 許容できないとした理由等

- ・払う人と免税される人に説明するのが手間になる
- ・全区分での宿泊料金が混在するため、計算や精算ミスの恐れがある
- ・制度はシンプルなものが一番良い

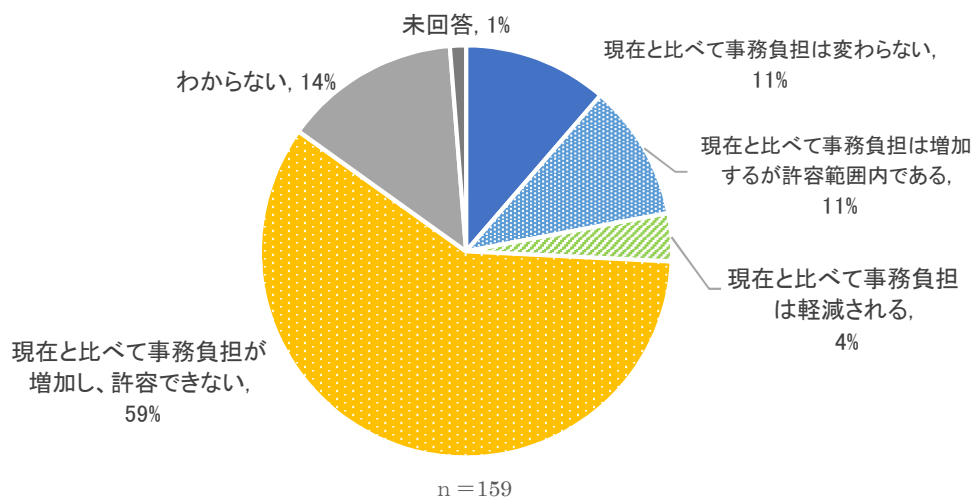
#### 〔施設種別ごとの回答〕

- ・ホテル・旅館で「許容できない」が27%と他の施設種別に比べて大きい。
- ・簡易宿所、民泊で「事務負担が軽減される」が大きい。



## 問5 定率制に変更した場合

- ・現在と比べて「事務負担が増加し許容できない」が59%となっている。



### 〔定率制に変更することについての主なご意見〕

#### ● 選択した理由等

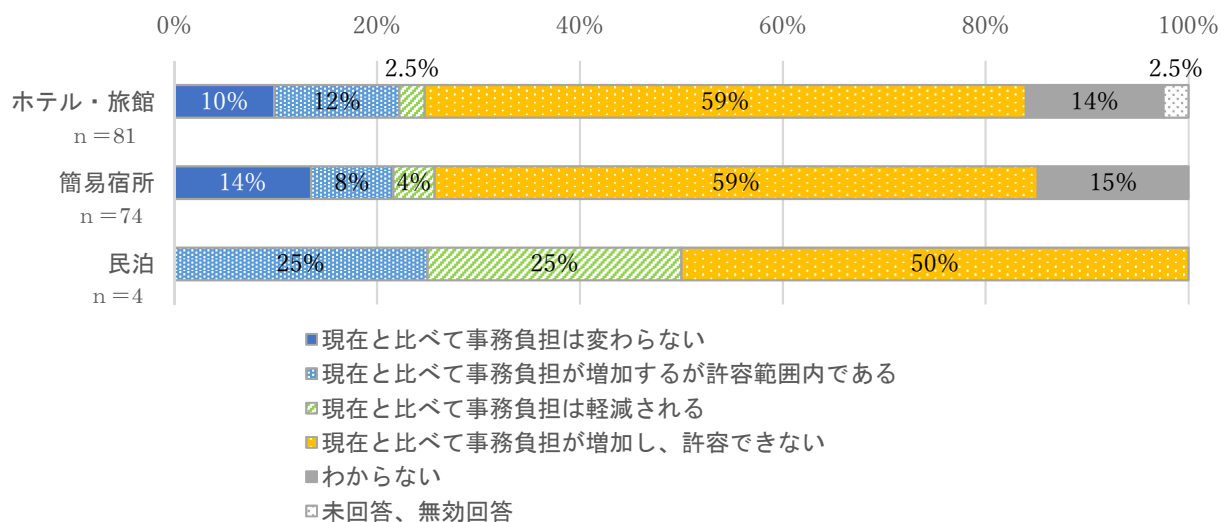
- ・宿泊料金に大きな変化はない

#### ▲ 許容できないとした理由等

- ・ゲストへの理解や計算の手間、人件費が増える
- ・宿泊税額の計算が複雑になり、申告書類作成も大変
- ・会計が複雑になり、経理ミスのもととなる
- ・お釣りの準備が増える

### 〔施設種別ごとの回答〕

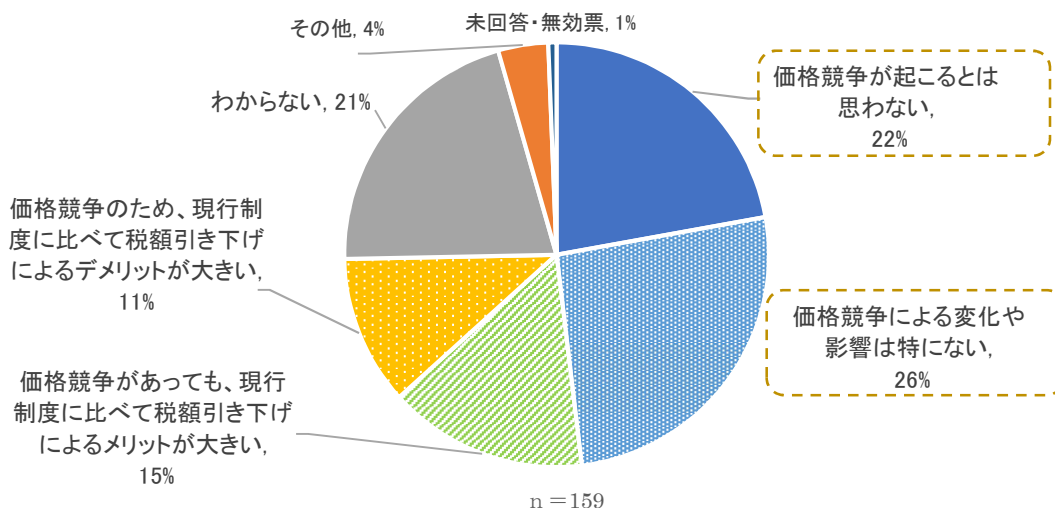
- ・どの施設種別でも「許容できない」が大きい。





## 問6 新たな税額区分を設けた場合に懸念される価格競争について

- ・「価格競争が起こるとは思わない」「価格競争による影響等は特にない」を合わせると 48% となっている。
- ・税額引き下げによる「メリットが大きい (15%)」が「デメリットが大きい (11%)」より若干大きい

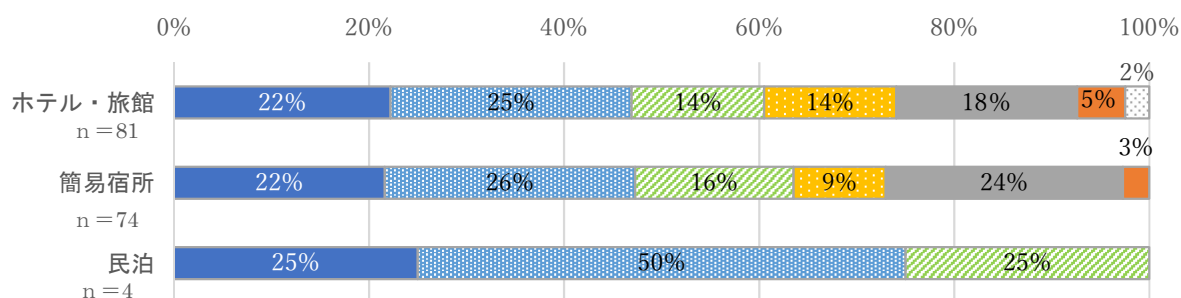


### 〔その他の主なご意見〕

- ・低価格帯と高価格帯の狭間の価格が低価格帯の方に設定することにより、利益が少なくなる
- ・既に激しくなっている
- ・ビジネスホテルを巻き込んだ価格帯で設定すれば価格競争は起きる。一方で、宿泊施設側の品質は落ちるので、観光客の相対的な満足度は落ちる可能性がある

### 〔施設種別ごとの回答〕

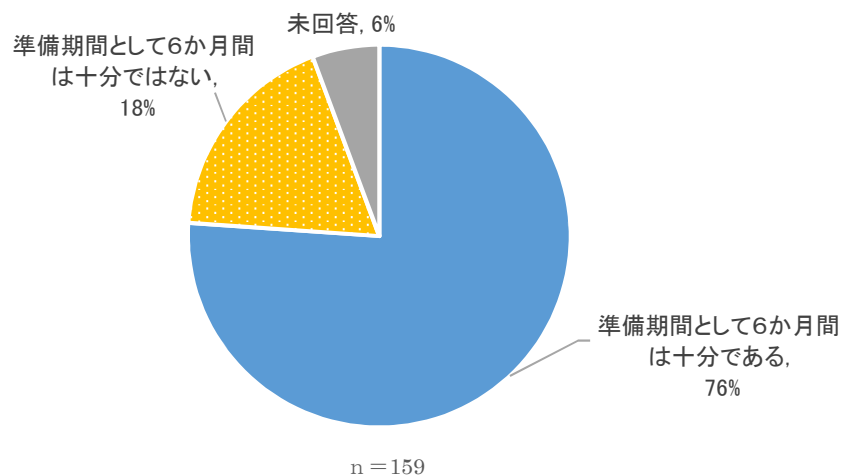
- ・施設種別による大きな違いは見られない。



- 価格競争が起こるとは思わない
- 価格競争による変化や影響は特にないと思われる
- 価格競争があっても、現行制度に比べて税額引き下げによるメリットが大きい
- 価格競争のため、現行制度に比べて税額引き下げによるデメリットが大きい
- わからない
- その他
- 未回答・無効回答

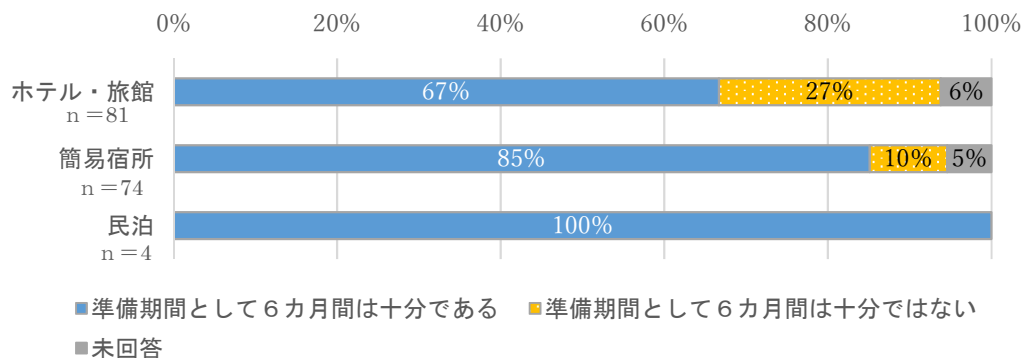
## 問7 税額の変更の通知から制度開始までの準備期間(6か月間の設定)について

- ・「準備期間として6か月間は十分である」が76%で7割強となっている。



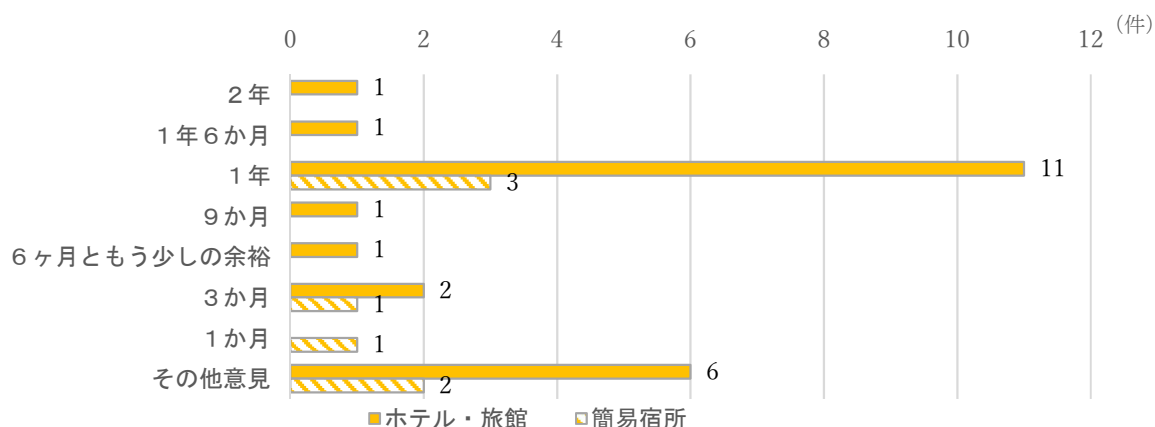
### 〔施設種別ごとの回答〕

- ・ホテル・旅館で「準備期間として6か月間は十分ではない」が他の施設種別に比べて大きい。



### 〔必要とする期間について〕

- ・ 1年以上 (16件)
- ・ 9か月 (1件)
- ・ 6か月ともう少しの余裕 (1件)
- ・ 3か月 (3件)
- ・ 1か月 (1件)
- ・ もっと短くて良い (1件)



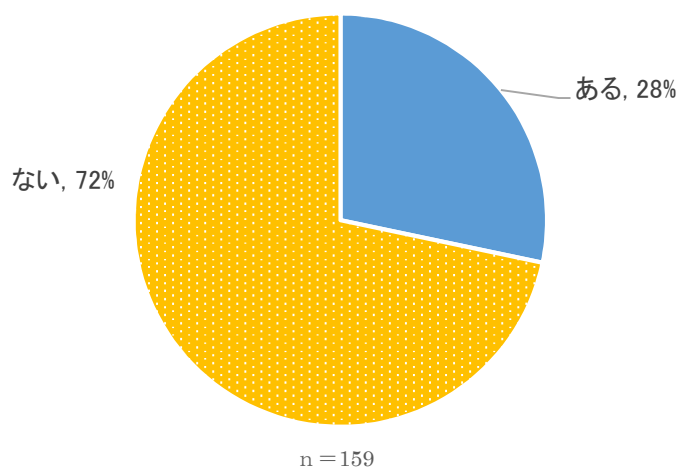
### 〔その他のご意見〕

- ・ 負担税額が減るのであれば6か月で十分であるが、負担増となるのであれば1年は欲しい
- ・ 想定できない。準備期間があれば可能という問題ではない
- ・ 会計ソフトのメーカーがどのくらい必要とするかが問題

## 問8 宿泊税を広報するチラシ等で必要な言語について

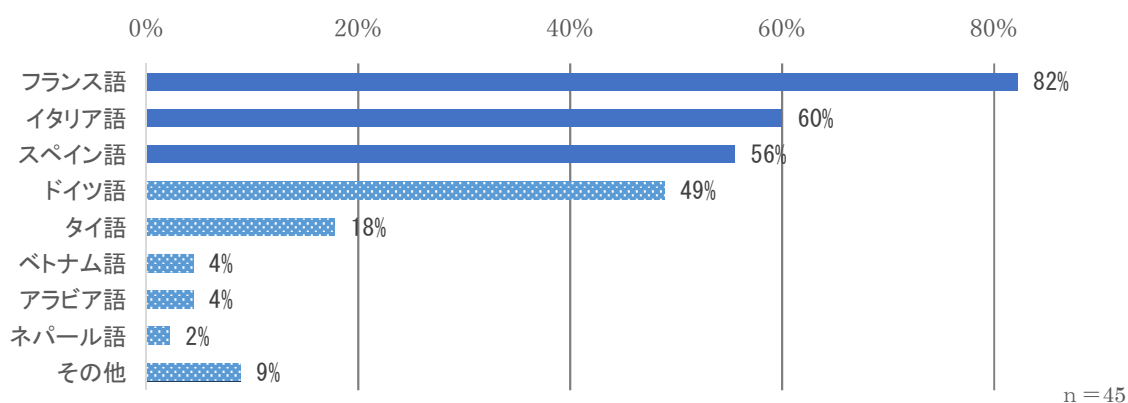
### ① 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の4つ以外に必要な外国語の有無

- ・必要性の高い外国語が「ない」が72%と7割、「ある」が28%と3割となっている。



### ② 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の4つ以外に必要な外国語

- ・フランス語が最も高く82%と8割、次いでイタリア語で60%と6割、スペイン語で56%と約6割弱となっている。



#### 〔その他の回答〕

- ・ポルトガル語、マレー語、ヘブライ語

## 金沢市の宿泊税に関する意見、要望

分類	回答数
宿泊税の必要性について	2
税制について	37
宿泊税の特別徴収事務について	7
宿泊税の納入について	6
宿泊税の使途について	21
特別徴収事務交付金について	4
レジャーホテル等について	4
その他	10

主な意見	回答数
宿泊税の必要性について	
金沢の観光・文化の充実等のため宿泊税は必要	2
税制について	
①税率・税額の引下げや免税点の導入を求める意見	
低価格帯の宿泊施設の減税や免税点導入を検討してほしい	11
1万円未満を0円にしてほしい	2
2万円未満を0円にし、事務負担を軽減してほしい	1
現行制度は低価格帯の宿泊施設では負担が大きい	1
わかりやすい金額設定としてほしい	1
売り上げの少ない宿泊施設は免除としてほしい	1
税制について	
②現行制度の維持を求める意見	
これ以上事務負担が増えることは望まないため、現行制度を変えないでほしい	4
税額区分を細かく設定することは事務負担となる	2
宿泊税は重要であるため、現行制度を継続してほしい	1
現行のままが希望で、変更するならば廃止してほしい	1
税制について	
③その他	
他都市と比べて不利	3
全国統一で行うべき	1
石川県全体での宿泊税なら納得できるが金沢市だけでは不公平	1
定率制はやめてもらいたい	1
学生の免税を検討した方がよい	1
これ以上、税額を上げないでほしい	1
宿泊税は適正な宿泊価格の設定を促す制度になり得る	1
税額を上げることも一つの考え方である	1
宿泊事業者だけでなく全ての事業者が徴収する税制度とすべき	1
街中のホテルに限定してはどうか	1

主な意見	回答数
宿泊税の特別徴収事務について	
事務負担を軽減してほしい	3
徴収と支払の費用がかかり、負担が多い	1
オンライン決済のため、税だけ現金となることが負担	1
宿泊客への説明窓口があると良い	1
宿泊施設が徴収する仕組みを変えてほしい	1
宿泊税の納入について	
電子納付が可能となり、改善が期待される	3
電子納付を可能としてほしい	2
銀行振込口座を作してほしい	1
宿泊税の用途について	
用途を明確に開示してほしい	8
多言語パンフレットを作してほしい	2
用途の適正かどうかを精査してほしい	1
観光のため、金沢の魅力や美観の維持のために使してほしい	2
他都市を参考に災害対策を検討してほしい	1
使用されるメリットが少ないと感じる	1
宿泊税を徴収しているが施設改修補助制度の対象外は差別である	1
街中にばかり使われ、不公平である	1
道路、歩道の整備に充ててほしい	1
特別徴収した額分のインフラ整備を希望	1
公共シェアサイクルまちのりのスマホアプリをわかりやすく工夫してほしい	1
城下まち金沢周遊バス専用のわかりやすいパンフレットを作成してほしい	1
特別徴収事務交付金について	
特別徴収事務交付金の引き上げ又は特例措置の延長を希望	3
事業者への報酬を希望	1
レジャーホテル等について	
ラブホテルは対象外としてほしい	2
ラブホテル、民泊には必要ない	1
性風俗産業を職業差別するのはやめてほしい	1
その他	
宿泊税のために宿泊客が減っていると感じる	2
システム改修に係る補助金制度を希望	1
一般会計とせず特別会計とすること	1
財源確保や街並みの景観維持は一般税を上げることで対応してほしい	1
地に足のついた税制を	1
販売価格を考慮した税制にするのであれば、緊急時の助成金にも考慮を	1
インボイスが始まるが、対応に苦慮している	1
クルーズ船はなぜ徴収しないのか	1
支払わない人に対する罰はないのか	1

### 3. 調査用資料

#### (1) 調査説明

#### 宿泊税制度見直し等に関する意見調査について（お願い）

日頃より、金沢市の行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
金沢市では、歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るため、平成31年4月より宿泊税を導入しています。

皆様を通じて納入していただいた宿泊税は、次のような施策に活用されています。

①まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興

歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信、伝統芸能の支援、伝統文化・工芸の振興 等

②観光客の受入れ環境の充実

インバウンド対策、宿泊施設等のおもてなし力の向上、夜の観光の充実 等

③市民生活と調和した持続可能な観光の振興

交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保、公共シェアサイクルの利用促進、まちの美化 等

本意見調査は、今後の宿泊税制度の在り方に関する重要な調査ですので、  
何卒ご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 意見調査は8問あります。所要時間は10分程度です。

2. この意見調査は、令和5年8月末時点で特別徴収義務者となっている宿泊事業者様に送付しております。

3. 意見調査は、調査票又はインターネットのいずれかで回答してください。

①調査票で回答される場合

- ・ ご回答は、当てはまる項目の番号を、指定の数だけ○で囲んでください。  
また、直接ご記入いただく設問の場合は回答欄にご記入ください。
- ・ ご回答いただいた調査票は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れて投函してください(切手は不要です)。

②インターネットで回答される場合（調査票の返送は不要です）

- ・ URLをブラウザに入力するか、二次元コードを読み取り、回答してください。
- ・ 回答の際、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」からお進みください。

【[https://apply.e-tumo.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=3939](https://apply.e-tumo.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3939)】



【金沢市内に複数の宿泊施設のある事業者の皆様へ】

問2（宿泊料金ごとの宿泊人数割合）については施設別の調査にご協力をいただきたく、別紙調査票にご記入の上、返信用封筒で郵送してください。

※インターネットで回答いただく場合でも、問2については紙の調査票を郵送願います。

4. 回答は以下の期日までをお願いします。

- ①調査票で回答（封筒の投函）：令和5年9月18日(月・祝)まで
- ②インターネットでの回答：令和5年9月20日(水)まで

(2) 調査票

調査票（宿泊税制度見直し等に関する意見調査）

貴施設についてお聞きします。

◆貴施設についてご記入ください。

特別徴収義務者名			
施設名	*金沢市内に複数の宿泊施設のある場合、代表する施設一つについてご回答ください。（ただし、問2を除く。）		
宿泊施設番号		記入者名	

貴施設の宿泊状況についてお聞きします。

直近1年間における宿泊客の来訪目的別、滞在期間別の割合（問1）及び宿泊料金ごとの宿泊数割合（問2）についてご回答ください。【およその割合で結構です。】

問1 回答例を参考に、全体（宿泊客の人数）を100%として割合をご記入ください。ご存じなければ、「わからない」を○で囲んでください。

(1) 宿泊客の来訪目的の割合〔宿泊客の人数単位での割合〕はどのくらいですか。

来訪目的	回答欄	回答例
観光・レジャー	%	70 %
ビジネス	%	30 %
その他 [例：修学旅行]	%	0 %
( )	わからない	

(2) (1) でビジネス回答欄に記入された方にお聞きします。

滞在期間の割合〔宿泊客の人数単位での割合〕はどのくらいですか。

1泊	2～3泊	4～5泊	1週間～	2週間～	1か月～	合計	
%	%	%	%	%	%	100 %	わからない

問2 一人当たりの宿泊料金\*ごとの宿泊数での割合はどのくらいですか。

回答例を参考に全体（宿泊数）を100%として割合をご記入ください。

\*本アンケートにおいて宿泊料金とは、飲食代等を含まない素泊まり相当の料金とします。

価格帯	回答欄	回答例
3,000円 未満	%	0 %
3,000円 ～ 4,000円 未満	%	5 %
4,000円 ～ 5,000円 未満	%	30 %
5,000円 ～ 7,000円 未満	%	40 %
7,000円 ～ 10,000円 未満	%	20 %
10,000円 ～ 15,000円 未満	%	5 %
15,000円 ～ 20,000円 未満	%	0 %
20,000円 ～ 50,000円 未満	%	0 %
50,000円 以上	%	0 %
合計	100 %	100 %

【金沢市内に複数の宿泊施設のある事業者の方へ】

問2については施設別に調査を行いますので、別紙調査票にご記入の上、返信封筒にてご提出をお願いします。注意：インターネットで回答いただく場合でも、問2については調査票を郵送いただきますようお願いいたします。

制度を見直した場合の事務負担等についてお聞きします。

金沢市では現在、宿泊料金が低額の場合等における宿泊税の税額の変更の是非を検討しています。つきましては、以下5つの設問（問3～問7）にご回答ください。

問3 貴施設の宿泊料金の価格帯の中に、宿泊税の税額として100円の区分ができた場合の事務負担の変化と許容の度合いについて、回答欄の選択肢から選んでください。

【税額変更のイメージ】

(現在の税額)

	区分	税額
1人1泊あたりの 宿泊料金	2万円未満	200円
	2万円以上	500円

〔2万円未満より低い宿泊料金〔X円〕  
で100円の区分ができた場合〕

区分	税額
X円未満	100円
X円～2万円未満	200円
2万円以上	500円

【想定される事務への影響】

- ▷ 準備期間・システム等改修・パンフレット、ホームページ等の修正・領収書の記載変更
- ▷ 制度変更後・税額区分を判断する手間が生じる・宿泊客への説明が必要となる など

【問3 回答欄】

100円の税額区分ができた場合の事務負担の変化と許容の度合いについて、当てはまるものを選んでください。(1つに○)

- 1 現在と比べて事務負担は変わらない
- 2 現在と比べて事務負担は増加するが許容範囲内である
- 3 現在と比べて事務負担が増加し、許容できない
- 4 現在と比べて事務負担は軽減される
- 5 わからない

〔選択した理由や上記の例示以外に想定される事務への影響等があればご記入ください(※)〕

問4 貴施設の宿泊料金の価格帯の中に免税点（一定の宿泊料金未満は課税免除とする制度）ができた場合の事務負担の変化と許容の度合いについて、回答欄の選択肢から選んでください。

【免税点設定のイメージ】

(現在の税額)

	区分	税額
1人1泊あたりの 宿泊料金	2万円未満	200円
	2万円以上	500円

〔2万円未満より低い宿泊料金〔Y円〕  
未満で免税点ができた場合〕

区分	税額
Y円未満	0円
Y円～2万円未満	200円
2万円以上	500円

【想定される事務への影響】

- ▷ 準備期間・システム等改修・パンフレット、ホームページ等の修正・領収書の記載変更
  - ▷ 制度変更後・免税点未満か判断する手間が生じる・宿泊客への説明が必要となる
    - ・全ての料金設定が免税点を下回る場合、申告納入は不要となる
    - ・一部料金設定が免税点を下回る場合、納入申告書に課税免除の人数を記載する必要がある
- など



[問4 回答欄]

免税点ができた場合の事務負担の変化と許容の度合いについて、当てはまるものを選んでください。(1つに○)

1 現在と比べて事務負担は変わらない 2 現在と比べて事務負担は増加するが許容範囲内である 3 現在と比べて事務負担が増加し、許容できない 4 現在と比べて事務負担は軽減される 5 わからない	[選択した理由や上記の例示以外に想定される事務への影響等があればご記入ください(※)]
--	---

問5 定率制(宿泊料金に一定の割合を乗じて税額を算出する方法)に変更した場合の事務負担の変化と許容の度合いについて、回答欄の選択肢から選んでください。

【定率制での宿泊税額 導入自治体での算出方法(北海道倶知安町HP「宿泊税の算出方法」から)】

宿泊料金に宿泊税率を乗じる。

$$\text{宿泊料金 [100円未満切り捨て]} \times Z\% = \text{宿泊税額}$$

cf. 倶知安町の税率は2%となっている

【想定される事務への影響】

- ▷ 準備期間 ・システム等改修 ・パンフレット、ホームページ等の修正 ・領収書の記載変更
- ▷ 制度変更後 ・宿泊税の算出が現状より煩雑となる ・宿泊客への説明が必要となる  
・1円単位の徴収となり、小銭での回収が多くなるため、金融機関への入金手数料発生の可能性があるのである など

[問5 回答欄]

定率制に変更した場合の事務負担の変化と許容の度合いについて、当てはまるものを選んでください。(1つに○)

1 現在と比べて事務負担は変わらない 2 現在と比べて事務負担は増加するが許容範囲内である 3 現在と比べて事務負担が増加し、許容できない 4 現在と比べて事務負担は軽減される 5 わからない	[選択した理由や上記の例示以外に想定される事務への影響等があればご記入ください(※)]
--	---

問6 問3・問4のように低価格帯に新たな税額区分を設けた場合、その価格帯周辺の宿泊施設間で価格競争が激しくなることが懸念されます。この点について貴施設の考えに近いものを選んでください。(1つに○)

1 価格競争が起こると思わない 2 価格競争による変化や影響は特にないと思われる 3 価格競争があっても、現行制度に比べて税額引き下げによるメリットが大きい 4 価格競争のため、現行制度に比べて税額引き下げによるデメリットが大きい 5 わからない 6 その他 ( )
---

問7 税額を変更することとなった場合、必要な法的手続きの後で速やかに宿泊事業者の皆様へお知らせしますが、通知から制度開始までの準備期間として6か月間設けることを想定しています。

この準備期間について、当てはまるものを選んでください。(1つに○)

- |                           |
|---------------------------|
| 1 準備期間として6か月間は十分な期間である    |
| 2 準備期間として6か月間は十分な期間ではない   |
| ↳ どのくらいの期間が必要かご記入ください ( ) |

広報物の他言語対応についてお聞きします。

問8 (1) 宿泊施設にお配りしている宿泊税を広報するチラシ等には、日本語のほか、英語、中国語 [簡体字・繁体字]、韓国語を記載しています。その他に必要性の高い外国語はありますか。(1つに○)

- |      |      |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

(2) 問8 (1) で「1 ある」を選択された施設にお聞きします。

次のうち必要性の高い言語はどれですか。(あてはまるものすべてに○)

- |         |         |           |
|---------|---------|-----------|
| 1 フランス語 | 4 イタリア語 | 7 ネパール語   |
| 2 ドイツ語  | 5 ベトナム語 | 8 タイ語     |
| 3 スペイン語 | 6 アラビア語 | 9 その他 ( ) |

その他、金沢市の宿泊税に関するご意見、ご要望等がございましたら、ご記入ください。


調査は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

